

2025年3月27日

群馬大学工業会会員の皆様

理事長 小松原 健夫

代議員制度の導入検討についてのお知らせ

平素より、群馬大学工業会へのご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、来年度の定時社員総会にて、代議員制導入を提案させて頂く予定です。

これは、当工業会発足以来最大の制度改革となりますので、昨年11月30日、支部長も交えた執行役員会を開催し、代議員制度とそれに係る定款及び関係管理・規程類の変更案について、協議させて頂きました。

当日及びその後に頂いた多数の意見を基に修正を加え、群馬大学工業会に相応しい代議員制の案を策定しましたので、ここに、制度改定の背景と、導入予定の代議員制の概要について、会員の皆様にお知らせいたします。

I. 代議員制導入に当たっての基本的な考え

1. 制度改定を必要とする背景

一般社団法人法上、当会社員総会の決議には、原則として、全会員の過半数以上の出席が必要ですが、現状、出席者は過半数に満たない状態が続いています。

これにより、直ちに「これまでの社員総会での承認事項は全て無効」の司法判断が下される訳ではありませんが、早急な対応を求められています。

2. 相応しい対応策の検討

当工業会会員は全国に約20,600人おり、社員総会へ過半数の会員の出席を求めることは、費用と労力の両面から非現実的です。

他の大学同窓会など、全国的かつ会員数が多い一般社団法人の対応状況を種々検討した結果、会員の中から代議員を選び、その代議員が社員総会に出席し、工業会運営の基本的な事項について、決議・意思決定を行う制度が、最も相応しいと判断しました。

3. 代議員制度導入によってこれまでと変わる点、変わらない点

代議員制に移行することによって、これまで会員一人ひとりが持っていた

社員総会での議決権が、代議員のみが持つことになります。

他方、工業会実務は、従来と同様、理事・執行役員・支部長体制の下で執行されることに変わりありません。

4. 代議員の選任方法

正会員一人一人が、等しく、代議員になる権利と代議員を選ぶ権利を持つことを担保するため、選挙による選任方法を採用します。

II. 代議員制度の概要

1. 代議員及び代議員選挙

- ・選挙権、被選挙権は、定款に定める正会員で、本部事務局が持つ正会員名簿に住所が記載されている会員に与えられます。
- ・代議員は、支部を単位として選任されます。
- ・代議員立候補者は、所属する支部の代議員として立候補し、正会員は所属する支部の代議員を選挙します。
- ・代議員立候補者は、代議員補欠候補者と対で立候補頂きます。
(補欠候補者とは、代議員が任期中に何らかの事由により代議員の職を辞した時の後任者)
- ・代議員の就任日は選挙で選任された後の最初の4月1日とします。
- ・代議員の任期は2年とし、再任は妨げません。

2. 代議員数

- ・代議員は支部単位で割当てます。
割当数：①選挙実施年前年の正会員数が1,000人未満の支部は1名
②正会員数が1,000人以上の支部は2名
(参考：2024年12月末時点で、①は52支部、②は5支部の計57支部)

3. 選挙管理

- ・選挙は、工業会本部に設置する「選挙管理委員会」が一元的に行います。
(全支部で支部選挙管理委員会を設置することの現実性から判断)

以上